

子どもたちを性暴力被害の当事者にしないために
～生命（いのち）の安全教育eラーニング～



岡山県人権啓発シンボルマーク

岡山県教育庁人権教育・生徒指導課
人権教育班

研修のねらい

子どもたちを性暴力の加害者・被害者・
傍観者にしないために必要な知識を身に
付ける

性暴力被害にあった子どもへの対応力の
向上を図る

本日の内容

1 生命（いのち）の安全教育

- ・性犯罪・性暴力被害とは
- ・生命（いのち）の安全教育とは
- ・指導に活用できる資料

2 性暴力被害を受けた子どもへの 対応

性犯罪・性暴力被害とは

性犯罪・性暴力被害について

○同意のない性的な行為は、性暴力です。

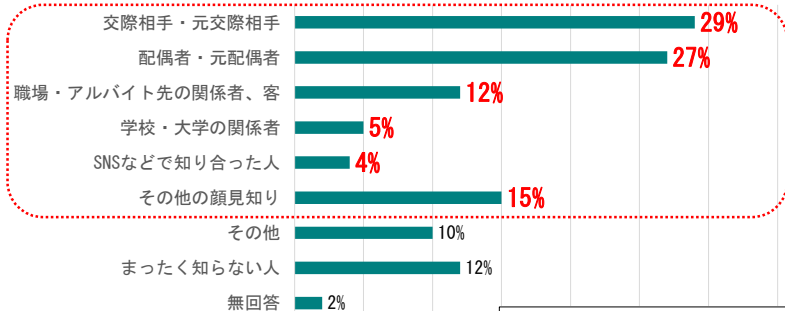
- ・対等な関係でない場合
- ・断ることのできない状況
- ・はっきり嫌だと言えない状況

同意があったことになりません

○年齢・性別にかかわらず起こります。

内閣府が令和2年度に行った調査では

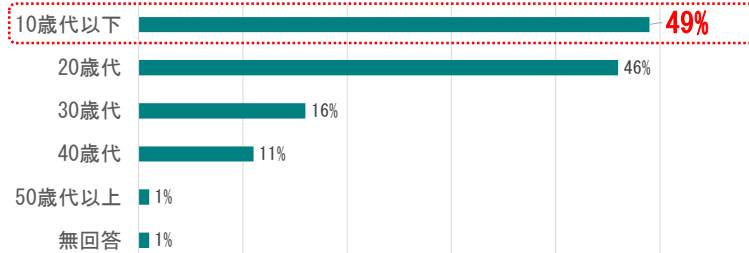
加害者との関係



内閣府男女共同参画局 男女間における暴力に関する調査
(令和2年度調査)より
※複数回答可につき、合計が100%になりません

被害にあった年齢について

被害にあった時期



内閣府男女共同参画局 男女間における暴力に関する調査
(令和2年度調査)より
※複数回答可につき、合計が100%になりません

生命(いのち)の安全教育とは

生命(いのち)の安全教育について

- 子どもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、**生命(いのち)の安全教育**を推進
- 生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることを目指す

文部科学省からの教材

みすぎでかかれるところは
じぶんだけの
だいじなところだからだよ

性暴力の例【デートDV】

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、結婚している相手や交際している相手から受ける暴力のことです。恋人や知り合いなどになる暴力のことです。デートDVはこれに当たります。

どんなことがデートDVになるの？

精神的暴力	身体的暴力	性的暴力	経済的暴力
<ul style="list-style-type: none"> 暴力を手段として、相手を思いどおしにしたり、一方に言うことを強要させたりします。 罵詈雑言を吐きつづけるほか、脅かすなどの心理的虐待や、相手を傷つけるような言葉もDVです。 	<ul style="list-style-type: none"> 暴力を手段として、相手を思いどおしにしたり、一方に言うことを強要させたりします。 罵詈雑言を吐きつづけるほか、脅かすなどの心理的虐待や、相手を傷つけるような言葉もDVです。 	<ul style="list-style-type: none"> 暴力を手段として、相手を思いどおしにしたり、一方に言うことを強要させたりします。 罵詈雑言を吐きつづけるほか、脅かすなどの心理的虐待や、相手を傷つけるような言葉もDVです。 	<ul style="list-style-type: none"> 暴力を手段として、相手を思いどおしにしたり、一方に言うことを強要させたりします。 罵詈雑言を吐きつづけるほか、脅かすなどの心理的虐待や、相手を傷つけるような言葉もDVです。

こんな話を聞いてしまったら？

- 暴力を手段として、相手を思いどおしにしたり、一方に言うことを強要させたりします。
- 罵詈雑言を吐きつづけるほか、脅かすなどの心理的虐待や、相手を傷つけるような言葉もDVです。

ワークシート

じぶんだけのたいせつなところを
さわられていやなきもちになったら、
どうすればいいかな？

性暴力が起きないようにするためには

性暴力の被害者となる加害者を生かさないためには、自分を大切に、相手も大切に、相手よりよい人間関係を築いていくことがとても大切です。

よりよい人間関係をつくることは、性暴力を防ぐことにつながります。

自分を大切にすること、相手を大切にすること、暴力をゆるさないこと。

SNSやメールを使った加害者への対応方法、デートDVの予防策、相談先などについて学び、自分を守るための行動を身につけよう。

文部科学省HP



性暴力を受けた時に子どもが見せるサイン

行動の変化

- 学校に行きたがらない
- 落ち着きがない
- 学習への意欲が乏しくなる
- 休日でも家に閉じこもりがちになる
- 暴言が増えたり、人に攻撃的になったりする
- 親のそばから離れない
- 1人になるのを怖がる

性暴力を受けた時に子どもが見せるサイン

表情や感情の変化

- 表情が暗い、元気がない
- ささいなことで泣く
- 喜怒哀楽が激しい、あるいは無表情になる
- ぼんやりしている

性暴力を受けた時に子どもが見せるサイン

体に現れるサイン

- 不眠
- 食欲不振、過食
- 頭痛、腹痛、倦怠感、めまい
- 性器の痛み、性器のかゆみ
- 生理不順
- 夜尿が始まる、あるいは増える
- 性器いじり、性的な言動の増加
- 過呼吸、リストカット

被害を受けた子どもへの基本的な対応①

環境整備から対応まで

①聴く環境を整える（環境整備）

- 静かな落ち着いた部屋
- 他の児童・生徒に聞かれないようにする

②対応する人を決める（聴く側の配慮）

- 児童・生徒が信頼している先生が対応する⇒できれば同性

③話を聴く

- 「誰が」「何をした」を聴く
- 被害の詳細を聞かない⇒事後の情報で記憶が変わってしまうを防ぐ
- 再被害の可能性を確認する⇒「おうちに帰って大丈夫？」（家での性被害の場合）
※子どもの安全を確保する
- 専門家・専門機関につなぐ（校内でとどめないようにする）

被害を受けた子どもへの基本的な対応②

対応時に気を付けるポイント

①できない約束はしない

- 「誰にも言わないで」⇒「あなたを守るために秘密にできない」ときちんと伝える
「誰に相談することは可能か」相談の範囲を確認
※本人に内緒で話を広めると、かえって子どもを傷つけてしまうこともある

②打ち明けてくれたことをねぎらう

- 「勇気を出して話してくれて、ありがとう」「あなたを守るからね」と伝える

③次につなぐ（専門家・専門機関につなぐ）

- 「心もケガをすると、手当が必要だよ」

被害者支援の前提条件（二次被害を防ぐ）とは？

周囲に見せる姿

- ①「被害について話さない」
- ②「いつもと同じ様子」「楽しそうにしている」
- ③「大したことない」「何も傷ついていない」
- ④「わがままな子」「甘え癖がついてしまう」
- ⑤「育てにくい子」「手がかかる子」
- ⑥「性への興味や性欲が強い」「加害者に恋愛感情があった」「性非行」

心の中

- ①被害について話さない【回避】
- ②平然としている【麻痺】
- ③被害を過小に見たい【防衛機制】
- ④過度な甘え、ぐずり、おねしょ【退行】
- ⑤よく泣く、イライラ、落ち着かない【情緒不安定】
- ⑥性への過度な関心や性行動【被害による性的言動の変化、再演】

被害に対する誤った捉え方が二次被害を生む

被害者支援の前提条件（二次被害を防ぐ）とは？

対応者が気を付けること

- ①最後まで話を聞く
- ②疑わずにいったん信じる
- ③感情を否定しない
- ④本人の意向を軽視しない
- ⑤すぐに助言しない
- ⑥すぐに指導しない

参考・引用文献

- ・ 斎藤梓（2022）性暴力被害の心理支援
- ・ 田口奈緒（2020）学校で性暴力被害がおこったら
- ・ 野坂祐子（2023）子どもの性暴力 その支援と理解

被害を受けた場合の専門機関

- ・性暴力被害者支援センター「おかやま心」
- ・児童相談所
- ・女性相談支援センター
- ・所管の教育委員会



ありがとうございました



岡山県人権啓発シンボルマーク